

第2期「浅口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定方針

1 趣旨

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことを目的に、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国及び県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、「第2期浅口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定する。

2 策定内容及び目標年次

(1) 人口ビジョン

平成27年10月に策定している浅口市人口ビジョンについては、平成27年国勢調査を受けた内容での時点修正を行う。

(2) 総合戦略

総合戦略は、本市におけるまち・ひと・しごと創生に関する基本目標及びその達成に向けて取り組むべき施策の基本的方向、具体的施策、重要業績評価指標（KPI）を定める。

計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年とし、目標年度は令和6（2024）年度とする。

また、毎年度PDCAサイクルによる検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 重点検討項目（基本目標）

- ・浅口市における安定した雇用を創出する
- ・浅口市への新しいひとの流れをつくる
- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

4 策定体制

(1) 浅口市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

総合戦略の策定、施策の検討及び推進を図るため、市民、産業界、行政機関、教育、金融、労働、メディア（産官学金労言）などで構成する審議会を設置し、方向性や具体案の検討を行う。

また、総合戦略に掲げる施策についてP D C Aサイクルに基づき達成度を評価・検証する。

(2) 浅口市まち・ひと・しごと創生推進本部

まち・ひと・しごと創生に全庁横断的に取り組むため、市長を本部長とする推進本部を設置し、総合戦略の策定及び進行管理を行う。

(3) 市議会

総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進していくことが重要であることから、策定や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにする。

(4) 市民参加

幅広い市民の意見や提案を反映した計画とするため、審議会への参画のほか、パブリック・コメントの実施により策定過程への市民の参加に努める。

5 策定期間

令和2（2020）年3月末までの策定を目途とする。

6 その他

(1) 総合戦略策定にあたっては、浅口市総合計画との整合を確保するものとする。

(2) この策定方針に定めるもののほか、策定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。